

消費税の軽減税率制度を ご存知ですか？

消費税軽減税率制度が平成31年10月1日から実施されます。この制度が実施されるに当たり、商品管理や帳簿の保存など事業者の皆さんの準備が必要です。阿蘇税務署では、本制度の実施に向けて、今後事業者の皆さんを対象に説明会を実施する予定です。

■消費税の軽減税率制度とは

対象となる品目を売買した場合、標準税率の10%ではなく、軽減税率の8%が適用されます。

■対象となる品目

- ・酒類、外食を除く飲食品
- ・テイクアウト・宅配など、有料老人ホームなどで行う飲食品の提供なども含む

・週2回以上発行される新聞(定期購買契約に基づくもの)

※軽減税率制度の実施に伴い、帳簿や請求書などの記載方法が変わります！

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署

Tel 0967(22)0551

※自動音声案内

国税庁

検索

高校生の 税の作文募集

国税庁では、高校生の皆さんから税に関する作文を募集します。内容は、税に関するニュースや身近な税の話について考えたことなど、自らの言葉で表現しているものであれば何でも結構です。ご応募お待ちしております。

■テーマ

「税の意義と役割について考えたこと」

■文字数

800字以上1,200字以内

■締め切り

9月5日(火)必着

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署

Tel 0967(22)0551

※自動音声案内

平成29年度 国民健康保険税 災害減免の延長について

平成28年熊本地震で被災した被保険者の保険税は、住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、平成28年度に限り減免を実施しましたが、国の財政支援により、平成29年9月末まで災害減免が延長されます。

既に、平成28年度に災害減免を受けた被保険者については、平成29年度も引き続き減免措置を行います。平成29年4月1日から平成29年9月30日までに国民健康保険に新規に加入し、災害減免に該当する場合は、新たに減免申請書を提出する必要があります。

減免申請書は役場税務課か村のホームページからダウンロードしてご利用ください。

■居住する住宅に被害を受けた場合の減免

被害の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊、半壊	10分の5

■提出書類

- ・減免申請書
- ・り災証明書の写し

〈問い合わせ〉 役場 税務課国民健康保険税係 Tel (67) 2703